

市民と福祉をむすぶ

# かけはし

第154号

2017  
4月

編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成29年4月14日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

▶手話に挑戦する参加者。あいさつや四季の表現、手話歌など和やかな雰囲気の中楽しく学びました（11月3日、八鹿老人福祉センター）

## 楽しく学び 地域へ広げる 笑顔の和



### 八鹿ボランティアのつどい

◀「笑うことで呼吸も深くなり心身ともにスッキリします。なにより笑顔でいることでまわりの人もなんだか幸せな気分になります」と、笑うことや笑顔の効能を話す講師の田中さん

3月14日、八鹿老人福祉センターで八鹿ボランティアのつどいを開催し、79人が参加しました。

ボランティアの交流や情報交換、研修などを通じて活動の活性化をはかることを目的としたこのつどい。今年は「楽しく学ぶ」「笑い与健康」をテーマに行いました。

市内の小学校やこども園などで手話の指導を行う「八鹿手話サークル」の活動紹介のあと、参加者全員で手話を学びました。昼食前には、早速教わった手話で自己紹介する方もいました。

午後からは、笑顔ファシリテーターの田中宏枝氏より「笑いヨガ」も学び、初めは少し硬い表情だった方も終わるころには笑顔になり、スッキリとした表情をしていました。

参加者は「今日一日で数日分笑ったかもしれませんね。学んだことをこれからの活動に活かしていきたいです」と晴れやかな顔で話していました。

# 平成29年度事業の方針と予算

## 気づきをホツとかない 組織経営基盤づくり

3月30日に行われた第36回評議員会において、平成29年度事業方針と予算が承認されました。  
住民主体の地域福祉活動を展開するため、待ったなしの経営基盤の強化をはかります。



▲「お弁当をどうぞ」笑顔で手渡す高校生の配食ボランティア（3月29日：八鹿地域）

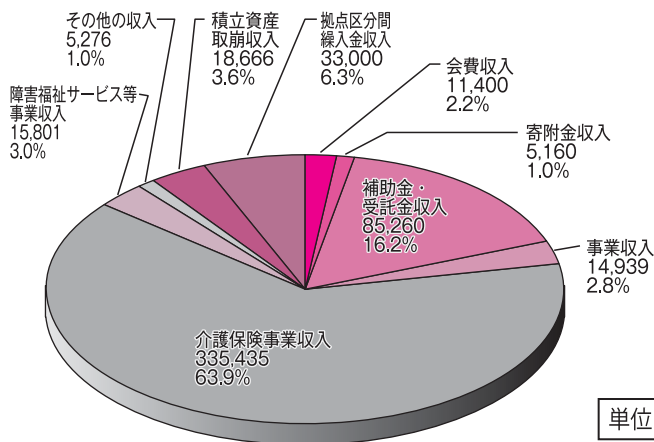
誰もが安心して暮らすこと  
ができる福祉のまちづくりを  
使命とする社協には、制度の  
狭間にある課題に対し、それ  
を受け止め、地域住民やボラ  
ンティア、関係機関と連携を

図りながら地域福祉を進める  
仕組みが求められています。  
制度や分野ごとの『縦割り』  
や『支え手』『受け手』の関  
係を超えて、地域住民や関係  
機関、ボランティアなどが『我  
が事』として参画し、人と人、  
人と資源が世代や分野を超え  
て『丸ごと』つながること  
で、住民一人ひとりの暮らし  
と生きがい、地域をともに創  
っていく社会（創縁社会）を  
目指すことが、本会の組織経  
営の方針です。

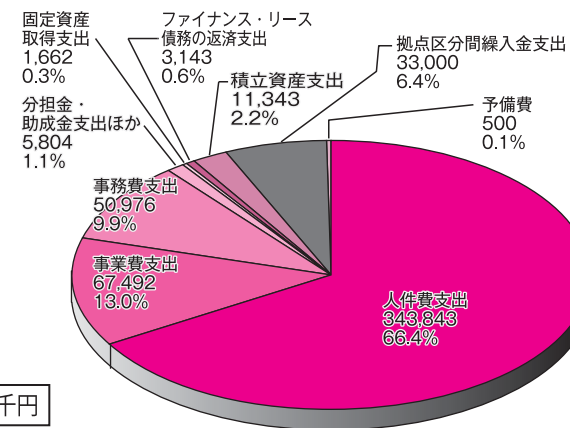
- ① 組織経営基盤の強化（安定的な法人運営と最適な事業展開のための組織改編）
- ② 総合相談・生活支援の体制づくり（ケアワーカーとコミュニティワーカーの職種間連携と高齢者生活支援センター（大屋地域・関宮地域）の受託運営）
- ③ 第3次地域福祉推進計画（民間計画）と第4次地域福祉計画（行政計画）の策定年度を揃えるための働きかけと行政・関係機関等との連携
- ④ 各支部を拠点とした運営の強化（支部運営委員会と安心地区推進協議会における地域の課題解決に向けた仕組みづくり）

# 平成29年度資金収支予算

収入額 5億2千493万7千円



支出額 5億1千776万3千円



単位：千円

収入総額対前年度比 9.9%増 ↗ (47,190 千円の増)

支出総額対前年度比 8.4%増 ↗ (40,016 千円の増)

読者の声 「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」の記事を読み、災害に遭った時はどのようなものを用意し、どのようなことをしなければならないのかを考えるきっかけになりました。（八鹿地域 男性 68歳）



# 評議員を新たに選任

社会福祉法が平成29年4月1日に改正されたことに伴い、養父市社会福祉協議会は定款を変更し、評議員数を20名としました。新評議員は次の皆さんです。

(敬称略)

氏名	行政区	選出区分
濱 達人	高柳下	住民組織
中尾 進	高柳谷	民生委員・児童委員 またはその組織
宮崎 吉子	一部	社会福祉に関する 活動を行う団体
伊崎 辰夫	下網場	事業者関係
茨木 やよい	小山	社会福祉に関する活動 を行う団体
藤原 義幸	中央	住民組織
岸本 計二	建屋	民生委員・児童委員 またはその組織
山崎 たみ子	三谷	社会福祉に関する活動 を行う団体
毛利 ハルミ	広谷二区	保健・医療・教育等の 関係機関・団体
中山 正	能座	地域福祉推進に必要な 地域の主要な諸団体

氏名	行政区	選出区分
田中 弘	山笠	住民組織
小畑 逸雄	栗ノ下	民生委員・児童委員 またはその組織
藤岡 勝子	宮垣	社会福祉に関する 活動を行う団体
正垣 美登里	大杉	学識経験者
中尾 敬五	筏	学識経験者
谷垣 長吉	大谷	住民組織
川本 勲	下吉井	民生委員・児童委員 またはその組織
田水 智美	丹戸	社会福祉に関する活動 を行う団体
濱田 義人	関宮	学識経験者
西谷 すみ子	小路頃	学識経験者

任期：平成29年4月1日から平成33年6月の定時評議員会終結の時まで

## 賛助会員・特別会員のお知らせ

平成29年2月1日～平成29年3月31日までの加入分

### 賛助会員

1口 1,000円

〔20口〕▽匿名1  
〔10口〕▽田路初美▽小泉一輝  
▽鎌田浩▽横田晴男▽佐野し  
ま▽小林吉美▽片芝忠政・睦  
子▽佐藤正巳▽中村光枝▽田  
中寛▽匿名1  
〔5口〕▽廣瀬嘉昭▽山本康雄  
▽植村真由美▽森本幸子▽田  
中宏彦▽足立昌博▽小野山昌  
美▽小泉智恵子▽栗田一夫▽  
松村貴昌▽小畑恵美子▽伊藤  
恵▽小林義光▽大谷八千子▽  
千葉吉夫▽田淵広次▽川本勲  
▽雲田美知子▽山根義和▽谷  
本昇▽西村登▽藤原たまゑ▽  
高松弘龍▽小林幸治・節子▽  
西垣広光▽寺山日出子(神戸  
市)▽河内裕子(名古屋市)▽  
小佐里美(稲美町)▽匿名4  
〔3口〕▽加来晃臣▽宿南勝▽  
馬場崎恵美子▽圓山憲二▽田  
和良之▽太田垣均▽盛谷浩▽  
西村じゅん子▽西村勝▽宮崎  
吉子▽太田垣信行▽植木多恵  
子▽橋爪加代子▽兒島年子▽  
沖田武司▽久保田寛▽岩本利  
幸▽山崎誠▽田村規博▽北本  
健一郎▽安達繁▽足立純子▽

中島美代子▽高品八重子▽林  
田了二▽高階まち子▽三宅良  
弘▽山本清輔▽石田剛司▽佐  
野やすよ▽河野久雄▽中尾梅  
野▽和田貞夫▽大谷重雄▽和  
田康弘▽藤尾重喜▽安達禮子  
▽中尾幸郎▽竹内睦生▽近藤  
武▽小畑逸雄▽藤原重満▽安  
達光生▽中野博子▽長村賢一  
▽田村讓▽米田良一▽小谷恵  
美子▽石原末廣▽中島正昭▽  
岩佐敏明▽匿名6  
〔2口〕▽上田由子▽谷口珠子  
▽松川直子▽米田里司▽山下  
義晴▽圓山康憲▽廣瀬秀子▽  
笹木仁隆▽河上茂登子▽柳川  
則雄▽高岡けい子▽西村昇▽  
田中美晴▽川見富貴美▽山本  
文彦▽吉田節郎▽成田春子▽  
野中けい子▽北垣芳和▽池田  
公一▽中尾照彦▽西垣保巳▽  
森本咲子▽井上薫▽岡田直樹  
▽匿名1  
〔1口〕▽西尾正諒▽守本イク  
子▽茨木やよい▽米田宏▽小  
林栄子▽福田桂子▽中川博雄  
▽村上好一▽渡邊美幸▽鷹野  
悟▽山下勝久▽濱正和▽伊藤  
豊子▽藤岡信夫▽鎌田正明▽  
小畑小富▽藤原るり子▽松下

### 特別会員

昌弘▽橋本八代美▽匿名7

〔30口〕▽松田公認会計士事務  
所(株)オーシスマップ  
〔20口〕▽但馬オート(株)  
〔10口〕▽幸栄不動産建設(有)▽  
竜蔵寺▽八鹿鉄工(株)▽医療法  
人財団絹和会但馬病院▽全但  
バス(株)▽たじま農業協同組合  
▽(有)五光▽匿名1  
〔6口〕▽伊佐地区民生委員一  
同  
〔5口〕▽但馬調剤薬局八鹿店  
▽(株)道の駅ようか▽ギフト  
ショップサンエー▽ナカ才建  
塗▽元気の素デイサービス▽  
はま鍼灸整骨院▽フジタ印房  
▽福王寺▽中島精米所  
〔3口〕▽(有)フジタ▽(有)力ネナ  
カ▽新但馬車検センター協同  
組合▽養父市自家用自動車協  
会▽富士ゴム工業所▽(株)西村  
商店▽(有)田中保夫商店▽(有)八  
鹿印刷所▽(有)西村工業所▽八  
鹿通送(株)▽八鹿鉱泉(株)▽(有)南  
但石油▽渡邊建築▽羽瀨精肉  
店  
〔2口〕▽(有)飯野電器▽パルス  
工業(株)  
〔1口〕▽ペイントワーク(株)▽  
匿名1  
【順不同・敬称略】  
賛助会員 152名  
特別会員 39企業・団体  
合計79万7,000円

▶実際に校舎内を移動し、図書室やエレベーター、多目的トイレを使用しながら便利なところ、不便なところを探しました



どのようなかがあるのかを考え発表しました。そして、車いすの説明を受けたあと、二人一組になり狭い通路や段差のコースを体験。

えながら介助していただきました。戸川みのりくんは「車いすは便利だけど、ちょっとした段差でも大変なことが分かりました」。北尾怜さん(あきほ)は「困っている人がいればお手伝いしたいし、声かけが大切だと思います」。岡柊蔵くんは「みんなが幸せに暮らせるように、周りに気を配りながら動きたいです」と感想を述べていました。

# 今月の支部だより

## 犬屋支部



3月9日、大屋小学校6年生20人が車いす体験教室を行いました。これは、福祉体験を通して学校の設備の工夫を知ると共に、お互いを思いやる心や、共に生きる心を育むことを目的に実施したものです。

### みんなが幸せに暮らせるために

## 車いす体験教室を開催



▲マットを利用し、タイヤがめり込みやすく操作しにくい状態をつくり、砂利道やぬかるみを想定した体験をしました(=3月9日、大屋小学校)

## 認知症カフェ ここあん

平成29年度 開催予定日

介護者がほっとひと息つける語らいの場として、認知症カフェ「ここあん」を開催しています。お気軽にお越しください。

4月13日	5月11日	6月8日
7月13日	8月10日	9月14日
10月12日	11月9日	12月14日
1月11日	2月8日	3月8日

- ◆時間 10:00~15:00  
時間内の出入りは自由
- ◆場所 地域ふれあいの家たまり場 養父市八鹿町八鹿664-1
- ◆対象 認知症の方とご家族(一般の方も参加できます)
- ◆問い合わせ先 社協養父支部 TEL 079-664-1142  
※各支部窓口でも受付けています。

- 子育てサロンそよ風
  - 日時 4月24日(月)
  - 5月1日・8日・15日(月)
  - 10:00~11:30
  - 場所 ふれあいきいきサロンそよ風
- 子育てサロン関宮
  - 日時 4月24日(月)
  - 10:00~11:30
  - 場所 関宮ふれあいの郷
- 子育てサロン高柳
  - 日時 4月26日(水)
  - 10:00~11:30
  - 場所 高柳ふれあい倶楽部
- 子育てサロン伊佐
  - 日時 5月1日(月)
  - 10:00~11:30
  - 場所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロンすくすく
  - 日時 5月9日(火)
  - 10:00~11:30
  - 場所 三宅団地集会所
- ◆大屋放課後プレパーク
  - 日時 5月8日・22日(月)
  - 14:30~16:00
  - 場所 大屋小学校
- ◆関宮放課後プレパーク
  - 日時 5月12日・26日(金)
  - 14:30~16:30
  - 場所 関宮健康増進施設 軒下







# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 4月28日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 5月5日(金) ※こどもの日(休み)
- ◆ 5月12日(金) 社協養父支部
- ◆ 5月19日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成29年5月17日(水)
- 場 所 地域交流センター「福祉の杜」
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

## くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



きたぞの ゆきね  
北園 幸音ちゃん 4歳8カ月  
(鉱山 女の子)

うちげえの

宝

### お母さんの恵さんに聞きました♪

#### ◆名前はどうにつけましたか？

両親の唯一共通の趣味が音楽なので、「音」の字はどうしても入れたかったのと、「幸せな人生を」という願いを込めて名付けました。

#### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

塗り絵と三輪車が好きです。朝起きたらご飯も着替えもさせておいて「まず塗り絵」という日もあり、教えたわけでもないのに正しく色鉛筆を握って丁寧に細かく塗っています。お喋りも好きなので、塗っている間ずっと喋っています。

#### ◆ご両親から一言メッセージ

食べ物の好き嫌いもなく、いつもお利口な幸ちゃん、幼稚園楽しみなね。いっぱいお友達つって、楽しんでね。

## 教えて弁護士さーん!

### 第95回「成年後見制度支援信託」のはなし

Q 前回のこのコラムで、親族後見人による横領等を防止するために、成年後見制度支援信託という制度があると教えてもらいました。

私は、既に認知症の母親の後見人に選任され、母親の通帳等を管理していますが、今後私の場合も成年後見制度支援信託が適用されることになるのでしょうか。どういう場合に後見制度支援信託が適用されるのかについて教えてください。

A 前回のコラムで、成年後見制度支援信託という制度があることをお伝えしました。この成年後見制度支援信託とは、親族が後見人である事案を対象に、ご本人の資産が一定金額以上ある場合、親族が管理するのではなく信託銀行に預ける制度です。

この一定金額というのは、各都道府県の家庭裁判所ごとに基準が異なり、また、状況によって今後も変化することもあるのですが、現時点での神戸家庭裁判所においては、概ね1200万円以上の預貯金や現金とされています。投資信託などの有価証券や不動産などがあっても、この基準額には含まれず、預貯金や現金の額のみを基準とするのが原則です。これは、横領等

の使い込みがされやすい資産を保護するための制度であるからです。

現在の運用では、これから申し立てる場合だけでなく、今まで親族が後見人として対応している事案においても、上記の基準を元に適用を検討することになります。なので、ご質問の方の事案も、上記基準以上の預貯金があれば、信託の適用について裁判所から打診がされることとなります。

そして、実際に信託制度を利用することとなった場合、毎月の収支が黒字であれば、すぐに利用する予定がない限り、普通預金だけでなく定期預金も全て信託銀行に預けることとなります。また、収支が赤字の場合、信託銀行に預けた上で、毎月必要となる一定額を信託銀行から送金してもらうこととなります。

さらに、施設入所費用など臨時の出金が必要となった場合には、後見人が裁判所へその旨報告し、裁判所の手続きを経て信託銀行から必要な金額を送金してもらうこととなります。

預ける信託銀行は、現在では三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行の4つから選ぶこととなりますが、手数料の有無など違いがあります。詳細は利用する時点で裁判所において確認が必要です。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。

⑥ 第154号 かけはし